

土地附属物を伴う農地中間管理事業の取扱要領

令和元年7月31日制定

令和5年1月20日改正

令和7年4月1日改正

令和8年4月1日改正

公益社団法人福島県農業振興公社

1 趣旨

令和5年度に改正基盤強化法等が施行され、令和7年度からは農地中間管理機構（以下「機構」という。）を通じた貸借に本格的に一本化された中、地域計画の実現に資するため、農業用施設を伴う農用地等についても取り扱う必要があります。

一方、農用地等の転借人が経営破綻した場合の農業用施設の原状回復費用について、農地所有者と農地借受者間でトラブルが生じた場合には機構が多額の費用を負うことが懸念されることから、トラブル防止の観点から、土地附属物（農業用施設（農作物栽培高度化施設やビニールハウス等の栽培施設等）や樹園地など）を伴う農地について、農地中間管理事業の対象として取り組む場合は、以下により取り扱うこととします。

2 取扱内容

(1) 農地所有者と農地借受者との間で、別紙の「土地附属物に関する確認書」を取り交わすなど、契約前に書面により合意し、農地所有者と農地借受者がそれぞれ保管する。

なお、その写しについて、市町村や機構へ提出することは要しない。

(2) 当該確認書は、基本的には別紙1（連帯保証人を求めない場合）を使用し、農地法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設等を設置する場合、その他当該市町村及び機構の協議により、土地附属物撤去に伴う債務に対して連帯保証人を付す必要があると判断された場合は、別紙2（連帯保証人を求める場合）を使用する。

(3) 農地借受者は、農地所有者と合意した内容に沿って、借受申込書（農地借受者用）の「土地附属物の該当」欄に記載する。